

厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」

当病院は、厚生労働大臣が定める基準について診療を行っている保健医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

- (1) 当病院の一般病棟では、入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。（4 階西病棟）
朝 8 時 45 分～夕方 5 時まで、看護職員 1 人当りの受持数は 7 人以内です。
夕方 5 時～朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 25 人以内です。
- (2) 当病院の療養病棟では、1 日に入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。
（2 階病棟、3 階病棟、4 階東病棟）
朝 8 時 45 分～夕方 5 時まで、看護職員 1 人当りの受持数は 8 人以内です。
夕方 5 時～朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当りの受持数は 38 人以内です。
- (3) 本院では、患者様の負担による付き添い看護は行っていません。

2. 入院時食事療養に関する事項

当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

3. 東海北陸厚生局長への届出事項

当病院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・地域一般病棟入院料 3
- ・療養病棟入院基本料 1
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算 1
- ・療養環境加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・医療情報取得加算
- ・開放型病院共同指導料（5 床）
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・歯科外来在宅ベースアップ評価料Ⅰ
- ・医療安全対策加算 2
- ・医療安全対策地域連携加算 2
- ・看護補助体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算 3
- ・認知症ケア加算 3
- ・外来リハビリテーション診療料
- ・入院時食事療養Ⅰ 入院時生活療養Ⅰ
- ・生活習慣病管理料ⅠⅡ
- ・入院ベースアップ評価料 20
- ・薬剤管理指導料
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料（歯科）
- ・検体検査管理加算Ⅰ・Ⅱ
- ・CT 撮影及びMRⅠ撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（1）
- ・運動器リハビリテーション料（1）
- ・廃用症候群リハビリテーション科
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・感染対策向上加算 3
- ・外来在宅ベースアップ評価料Ⅰ

4. 診療明細書について

当病院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。なお、明細書の発行を希望されない方は、総合窓口にてその旨をお申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

当病院では、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。（保険外負担一覧表参照）

- ①各種おむつ・パッド等 : 各種（保険外負担一覧表）
- ②診断書・各種書類 : 各種（保険外負担一覧表）
- ③その他関係等費用 : 各種（保険外負担一覧表）

※保険外負担一覧表に記載のないもの、詳細等は総合窓口にお尋ねください。

6. 特定療養費に関する事項

- (1) 予約に基づく診察 当院では特別の料金を徴収した予約診察を実施しております。
予約料金・税込 : 2,000 円（初診）

- (2) 特別の療養環境の提供

項目	数量	金額	項目	数量	金額
一般病棟 特別室使用料 (471-2号室)1室	1日	¥1,650	医療療養病棟 特別室使用料 (365～366号室)2室	1日	¥5,500
一般病棟 特別室使用料 (471-1、472-1、472-2号室)3室	1日	¥3,300	医療療養病棟 特別室使用料 (317号室)1室	1日	¥8,800
一般病棟 特別室使用料 (468号室)1室	1日	¥5,500	選定療養費 入院期間180日超に係る保険外併用療養費	1日	入院基本料×15%

医師が「治療上の必要」により入院並びに、緊急用として使用する場合には、この限りではありません。

(3) 入院期間 180 日を超える入院

入院医療の必要性は低いが事情により長期にわたり入院される患者様については、180 日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話、その他看護に係る料金として入院基本点数の 15% に消費税を加算した額を徴収いたします。(1 点を 10 円とし、難病患者等は除く。) 詳細は、総合窓口にお尋ねください。

(4) 制限回数を超えるリハビリの保険外併用療養費について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数(保険適用の期間)を超えた場合は、月 13 単位を限度として保険適用になります。それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費『選定療養(保険外)』として自己負担していただきます。料金は下記の通りです

疾患別リハビリテーション	保険適用の期間	保険外併用療養費(選定療養) 1単位 20分につき
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	180日	2,700円
廃用症候群リハビリテーション料(I)	120日	1,980円
運動器リハビリテーション料(I)	150日	2,040円

7. 当病院の指定

- ・保健医療機関(東海北陸厚生局長)
- ・結核予防に基づく指定医療機関(東海北陸厚生局長)
- ・生活保護法に基づく指定医療機関(東海北陸厚生局長)
- ・指定自立支援医療機関(精神通院医療)(三重県知事)
- ・難病指定医療機関(三重県知事)
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定医療機関(三重労働局長)

保険外負担一覧表

① 各種おむつ・パッド関係料金

項目	数量	金額
オンリーワンパンツ前後フリーS	1袋(20枚)	¥2,860
オンリーワンパンツ前後フリーM	1袋(18枚)	¥2,772
オンリーワンパンツ前後フリーL-LL	1袋(16枚)	¥2,640
オンリーワンうす型パンツ前後フリーS	1袋(24枚)	¥3,432
オンリーワンうす型パンツ前後フリーM	1袋(22枚)	¥3,388
オンリーワンフィッティングテープS	1袋(24枚)	¥3,432
オンリーワンフィッティングテープM	1袋(24枚)	¥3,696
オンリーワンフィッティングテープL	1袋(24枚)	¥3,960
オンリーワンパッドからだカーブロング	1袋(32枚)	¥3,872
オンリーワンパッドからだカーブスーパーロング	1袋(32枚)	¥4,928
オンリーワンパッドからだカーブレギュラー	1袋(30枚)	¥3,300
ケアパッド300	1袋(30枚)	¥1,650
ケアパッド400	1袋(30枚)	¥2,640
さらさらミニ	1袋(48枚)	¥2,640
さらさらスリム	1袋(45枚)	¥2,723
スリムフラット	1袋(30枚)	¥1,650

② 各種書類関係料金

項目	数量	金額
診断書(病院様式)	1通	¥3,300
診断書(一般)	1通	¥6,600~
証明書	1通	¥3,300~
健康診断書	1通	¥5,500~
医療費領収証明書	3ヶ月毎	¥990
死亡診断書	1通	¥6,600
死体検案書	1通	¥12,000
おむつ使用証明書	1通	¥990
通院医療費公費負担申請書	1通	¥990
家庭裁判所(成年後見用)	1通	¥4,400~
休業証明書	1通	¥6,600
障害診断書	1通	¥12,000
障害診断書(2回目以降計測無し)	1通	¥6,600
症状調査書	1通	¥6,600~
年金診断書	1通	¥12,000~
施設等入所診断書	1通	¥4,400~
指定難病診断書	1通	¥6,600
身体障害者手帳交付診断書	1通	¥12,000~
特定記録(医学的意見書)	1通	¥4,400~

③ その他関係費用

項目	数量	金額
理髪(カット)	1式	¥1,650
理髪(丸刈り)	1式	¥1,100
理髪(顔剃り)	1式	¥550
インフルエンザ等予防接種費	各種	各種
私物洗濯委託	1ネット/1回	¥990
電化製品持ち込み使用料	1台	¥50~

項目	数量	金額
死後の処置料		¥12,000
画像コピー(CD-R)	1枚	¥1,650
文書・請求書送料	各種	¥150~
添寝用寝具	1日	¥1,100
テレビカード	1枚	¥1,000
診察券再発行手数料	1枚	¥220

④ 特定療養費に関する事項

項目	数量	金額
一般病棟 特別室使用料(471-2号室)1室	1日	¥1,650
一般病棟 特別室使用料(471-1、472-1、472-2号室)3室	1日	¥3,300
一般病棟 特別室使用料(468号室)1室	1日	¥5,500

項目	数量	金額
医療療養病棟 特別室使用料(365~366号室)2室	1日	¥5,500
医療療養病棟 特別室使用料(317号室)1室	1日	¥8,800
選定療養費	1日	入院基本料×15%
入院期間180日超に係る保険外併用療養費		

令和 8年 1月 1日総額表示

④ 栄養補助食品について

当院では、患者様、お一人、お一人の栄養状態、健康状態に合わせたお食事(治療食)を提供させて頂いておりますが、より効果的な治療を目的に栄養補助食品をお勧めする場合があります。尚、これらの食品は患者様の自己負担となります。その場合は、管理栄養士の方から内容等、説明をさせていただきます。

保険外負担に関する事項

当院では、健康保険法の療養に該当しない保険外負担の料金について、その使用料、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。

① 各種おむつ・パッド関係料金

項目	数量	金額
オンリーワンパンツ前後フリーS	1袋(20枚)	¥2,860
オンリーワンパンツ前後フリーM	1袋(18枚)	¥2,772
オンリーワンパンツ前後フリーL-LL	1袋(16枚)	¥2,640
オンリーワンうす型パンツ前後フリーS	1袋(24枚)	¥3,432
オンリーワンうす型パンツ前後フリーM	1袋(22枚)	¥3,388
オンリーワンフィットینگテープS	1袋(24枚)	¥3,432
オンリーワンフィットینگテープM	1袋(24枚)	¥3,696
オンリーワンフィットینگテープL	1袋(24枚)	¥3,960
オンリーワンパッド'からだカーブ'ロング	1袋(32枚)	¥3,872
オンリーワンパッド'からだカーブ'スーパーロング	1袋(32枚)	¥4,928
オンリーワンパッド'からだカーブ'レギュラー	1袋(30枚)	¥3,300
ケアパッド'300	1袋(30枚)	¥1,650
ケアパッド'400	1袋(30枚)	¥2,640
さらさらミニ	1袋(48枚)	¥2,640
さらさらスリム	1袋(45枚)	¥2,723
スリムフラット	1袋(30枚)	¥1,650

② 各種書類関係料金

項目	数量	金額
診断書(病院様式)	1通	¥3,300
診断書(一般)	1通	¥6,600～
証明書	1通	¥3,300～
健康診断書	1通	¥5,500～
医療費領収証明書	3ヶ月毎	¥990
死亡診断書	1通	¥6,600
死体検案書	1通	¥12,000
おむつ使用証明書	1通	¥990
通院医療費公費負担申請書	1通	¥990
家庭裁判所(成年後見用)	1通	¥4,400～
休業証明書	1通	¥6,600
障害診断書	1通	¥12,000
障害診断書(2回目以降計測無し)	1通	¥6,600
症状調査書	1通	¥6,600～
年金診断書	1通	¥12,000～
施設等入所診断書	1通	¥4,400～
指定難病診断書	1通	¥6,600
身体障害者手帳交付診断書	1通	¥12,000～
特定記録(医学的意見書)	1通	¥4,400～

③ その他関係費用

項目	数量	金額
理髪(カット)	1式	¥1,650
理髪(丸刈り)	1式	¥1,100
理髪(顔剃り)	1式	¥550
インフルエンザ等予防接種費	各種	各種
私物洗濯委託	1ネット/1回	¥990
電化製品持ち込み使用料	1台	¥50～

項目	数量	金額
死後の処置料		¥12,000
画像コピー(CD-R)	1枚	¥1,650
文書・請求書送料	各種	¥150
添寝用寝具	1日	¥1,100
テレビカード	1枚	¥1,000
診察券再発行手数料	1枚	¥220

④ 特定療養費に関する事項

項目	数量	金額
一般病棟 特別室使用料(471-2号室)1室	1日	¥1,650
一般病棟 特別室使用料(471-1、472-1、472-2号室)3室	1日	¥3,300
一般病棟 特別室使用料(465～468号室)4室	1日	¥5,500

項目	数量	金額
医療療養病棟 特別室使用料(365～366号室)2室	1日	¥5,500
医療療養病棟 特別室使用料(317号室)1室	1日	¥8,800
選定療養費 入院期間180日超に係る保険外併用療養費	1日	入院基本料×15%

令和6年7月1日 税込総額表示

⑤ 栄養補助食品について

当院では、患者様、お一人、お一人の栄養状態、健康状態に合わせたお食事(治療食)を提供させて頂いておりますが、より効果的な治療を目的に栄養補助食品をお勧めする場合があります。尚、これらの食品は患者様の自己負担となります。その場合は、管理栄養士の方から内容等、説明をさせて頂きます。

一覧に記載のないものは、総合窓口にお尋ねください。

制限回数を超えるリハビリテーションの 保険外併用療養費について

病院でリハビリテーションを受ける場合、入院・外来に関わらず実施できる期限が設けられています。これは病院ごとの独自のものではなく、国で定められた決まりです。正式には「標準的算定日数」と呼ばれるものであり、疾患に応じてリハビリテーションが出来る期間(日数)が決まっています。

脳血管疾患等リハビリテーション	180日
運動器リハビリテーション	150日
廃用症候群リハビリテーション	120日

算定期日を過ぎた後のリハビリテーションについて

・介護保険を受けていない方:

ひと月に13単位(260分)までリハビリテーションを行う事が可能です。

・介護保険を受けている方:

介護保険によるリハビリテーションに移行をお願いしております。

そのため、当院では標準算定日数(リハビリの期限)を越えてしまった方に、自費でのリハビリテーションをご用意しております。

患者さまのご希望により、標準算定日数を超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費「選定療養(保険外)」として自己負担していただきます。料金は下記の通りです。

疾患別リハビリテーション	保険適用の期間	保険外併用療養費 1単位 20分につき
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	180日	2,700円
廃用症候群リハビリテーション料(I)	120日	1,980円
運動器リハビリテーション料(I)	150日	2,040円

ご希望される方は、リハビリスタッフ、外来窓口にお問い合わせください

令和4年4月
榊原白鳳病院

疾患別リハビリテーションについて

●脳血管疾患等リハビリテーション 180日

脳や脊髄など中枢神経の外傷や病気の場合は「脳血管疾患等リハビリテーション」と呼ばれ、診断を受けた日から数えて180日が期限となります。

●運動器リハビリテーション 150日

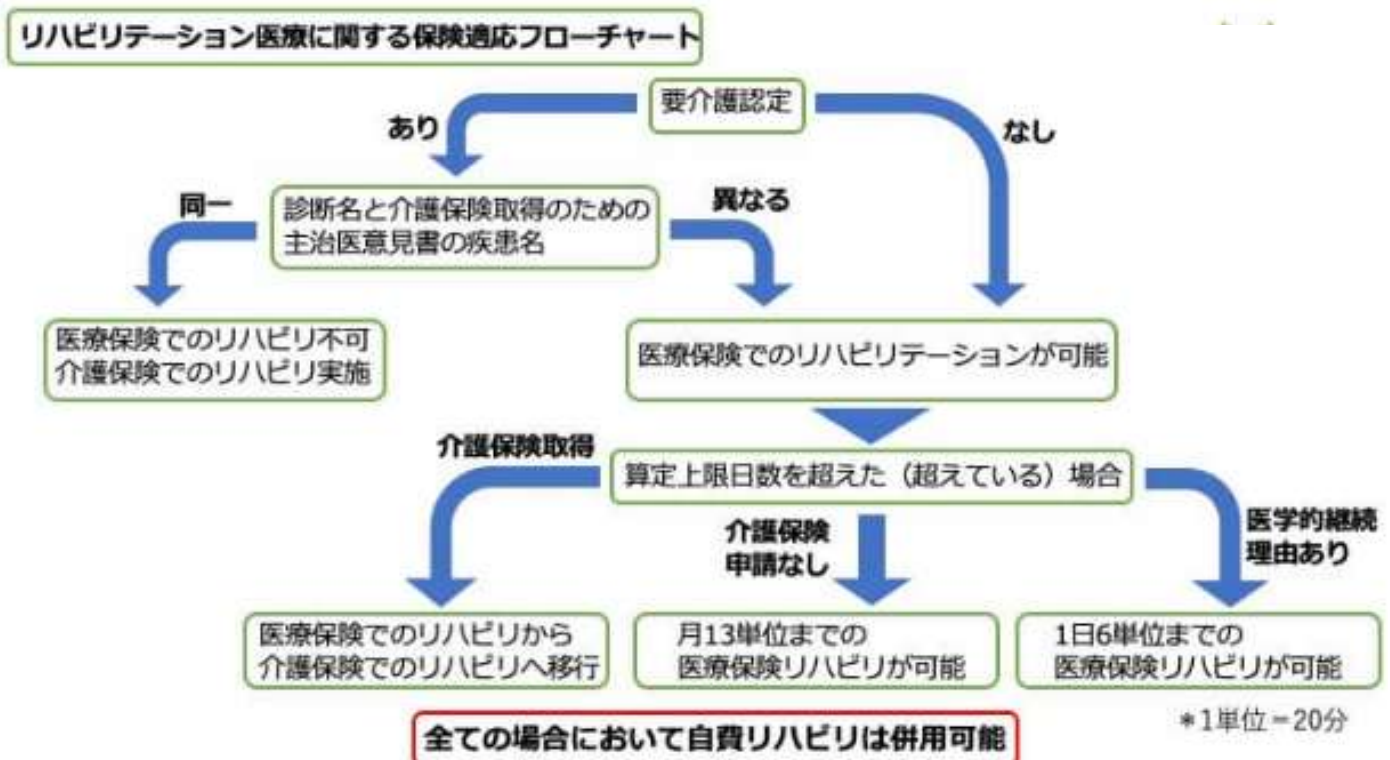
骨折などのケガや、腰痛や五十肩なども含む整形外科的な疾患の場合は「運動器リハビリテーション」と呼ばれ、診断を受けた日から数えて150日が期限となります。

●廃用症候群リハビリテーション 120日

内科などの病気の治療中に体を動かすことが少なくなって日常生活に支障をきたした場合は「廃用症候群リハビリテーション」と呼ばれ、期限は120日です。廃用症候群リハビリテーションは内科の病気の診断日からではなく、「〇〇(内科病名)による廃用症候群」と診断された日から数えます。

これらの日数は、国としては「介護保険でのリハビリが行える状態にある方は、病院ではなく介護サービスでのリハビリに移行していきましょう」という考えからなるものです。もちろん期限が来る前にリハビリテーションを受けなくても良い身体になって終了するのが理想です。現在の制度でも期限を超えてリハビリをすることは可能ですが、あくまでも「治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合」に限ります。

そのため、当院では患者さまと相談しながら「保険外併用療養費制度」と「自費によるリハビリテーション」についてご案内しています。



「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方にも、平成22年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。
ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

平成22年4月1日発行

平成30年3月5日改定

令和5年5月23日改定

医療法人 鳳林会 榊原白鳳病院

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に使用しています

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(最初に開発された医薬品)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことで、先発医薬品と同等の効果が得られる医薬品です。先発医薬品より安価で経済的であり、患者様の医療費負担軽減のため、当院では積極的に後発医薬品を採用しております。

当院で選定している後発医薬品は、安全性・有効性・品質すべてにおいて国の基準をクリアしています。特に院内で取り扱う後発医薬品の採用に当たっては、先発医薬品と同等であることを確認するため、当院の医薬安全委員会において、医師、薬剤師、看護師などのメンバーが、下記の項目についても厳しい基準で評価し、採用医薬品の選定をしております。

1. 医薬品の品質(原薬・添加物のデータ など)が先発医薬品と同等であること
2. 適応疾患、用法用量、規格が先発医薬品と同一であること
3. 製品の識別、包装のデザイン、使用感など患者様の利便性が先発医薬品と比較して同等または向上していること
4. 製造販売企業の供給体制が安定していること
5. 製造販売企業が副作用などの情報を的確に速やかに提供できる体制であること

当院では、患者様の医療費負担軽減を念頭に置き、国家全体の医療費削減のために後発医薬品の採用を今後も推進していきます。医薬品の供給状況により、ご説明のうえで使用する薬剤を変更することがございますことを予めご了承ください。

お薬についてのご質問等がございましたら、医師または薬剤師にご相談ください。

2025年12月19日
榊原白鳳病院

医薬品の供給不足・安定供給問題に関する取り組み

平素より、当院の診療にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な影響で、薬の製造や流通がスムーズにいかず 2020 年末から全国的な医薬品供給不足が続いております。

当院では必要な医薬品を安定確保するため

- ・ 地域の医療機関や調剤薬局、卸売販売業者等との情報共有
- ・ 処方見込みや在庫状況を踏まえた医薬品の発注と確保

に努めておりますので、ご安心ください。

今後、さらに厳しい状況が続くことも予想されます。

医薬品により必要な量を入手することが困難な状況となる場合におきましては、引き続き患者さまに治療に専念して頂けるよう、医師（主治医）の指示のもと代替薬（同一成分、同一薬効）への変更、投与日数もしくは投与量の変更（短縮）などの分割処方に変更させて頂く可能性があることに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

またその際には、医師または薬剤師より十分なお説明とご相談をさせていただきます。

令和 5 年 4 月 1 日
榊原白鳳病院

医療法人 鳳林会 榊原白鳳病院
医薬品の安定供給を確保するための取り組み（体制）について

医薬品の安定確保のための取り組みは、患者の生命を守るため、切れ目のない医療供給のために必要なものであり、今後益々重要となってくると予測される課題である。対象疾患の重篤性、代替薬の有無等による対策の必要度を勘案して分類（カテゴリ）を設定し、取り組みを進めていくものとする。

【安定確保医薬品のカテゴリ（分類）】※現時点のイメージ

- A：対象疾患が重篤であること（生命に重大な影響がある疾患）
- B：代替薬又は代替療法がないこと
- C：多くの患者が服用（使用）していること

1. 供給不安を予防するための取り組み

(1) 院内の医薬品の適正在庫管理と使用期限の管理

医薬品を多く在庫を持つことは、必要な時に必要な患者様へ提供できる反面、不要な在庫や多くの期限切れを生む結果が伴う。適正在庫確認を行うことにより不働在庫、余剰在庫、期限切迫の把握が可能となり、不測の事態には迅速に卸業者への発注や返品処理が行える体制とする

- ①「常時購入医薬品」使用頻度が高く常時必要購入する
 - ②「用事購入医薬品」必要な時にだけ購入する
 - ③「臨時購入医薬品」特定の患者様に必要なため臨時的に購入する
- とカテゴリを考慮しつつ、大きく3つに分類し、適正在庫と医療を両立するものとする。

(2) 卸業者の在庫状況の把握（概ね半月分程度以上）。

- (1) の①、②、③の医薬品について卸業者と連携を密に概ね半月程度以上の在庫確保を依頼する

2. 供給不安の兆候をいち早く把握し早期対応に繋げるための取り組み

原薬や原料の不足等による生産の中止、製造上のトラブルや操業の一時停止、輸出入の禁止措置など、供給不安情報の収集に努める。

- (1) 製薬企業のホームページの定期的チェック
- (2) 卸業者との連携、近隣医療機関の状況
- (3) 厚生労働省、医師会、薬剤師会等の通達の確認
- (4) 供給不安のおそれがあるものについては、カテゴリを考慮した代替薬の選定と確保に向けた調整

3. 実際に供給不安に陥った際の対応

医薬品は、患者様の疾病治療等のために使用されるものであり、生命に直接関わるものであることを十分に理解し、早急に対応を行うものとする。

(1) 患者様への対応

引き続き患者さまに治療に専念して頂けるよう、代替薬（同一成分、同一薬効）への変更、投与日数もしくは投与量の変更（短縮）などの分割処方に変更していくなど、法人、医師（主治医）と調整を行う。

(2) 卸業者との調整、臨時的に新規卸業者の選定

必要医薬品の入荷時期と在庫状況の確認

必要医薬品の代替薬（同一成分、同一薬効）の入荷と在庫状況の確認

対象医薬品の増産・出荷調整などの情報収集

対象医薬品代替薬の臨時承認などの情報収集

(3) 近隣医療機関、調剤薬局への協力依頼（主な近隣医療機関）

三重中央医療センター 059-259-1211

榊原温泉病院 059-252-1111 榊原病院 059-252-0211

県立一志病院 059-262-0600 七栗記念病院 059-252-1555

(4) 医師会、薬剤師会等への協力依頼（主な関係機関）

久居一志地区医師会 059-255-3155 三重県医師会 059-228-3822

三重県医療保険部 059-224-2238 津市健康福祉部 059-229-3372

三重県津保健所 059-229-5290 三重県病院協会 059-223-2744

三重県病院薬剤師会 059-231-5302 津薬剤師会 059-225-4387

(5) 臨時 医薬安全管理委員会の開催

供給不安医薬品の情報共有、供給の優先順位の策定、代替薬の整理

代替療法に関する関係学会への相談、近隣機関との調整

4. 継続した安定確保策の検討と更新の取り組み

安定確保策については、定期的に自己点検を実施し、必要に応じて見直しを行うものとする。

以上

令和5年4月1日策定

医療 DX 推進体制整備加算

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しており、令和 7 年 4 月 1 日より医療 DX 推進体制加算の届出を行いました。

◆ 主な取り組み ◆

- ◇オンライン請求を行っております。
- ◇オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。
- ◇マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでまいります。

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有している医療機関です。
受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードの健康保険証の利用にご協力をお願いいたします。

▼医療情報取得加算

	マイナンバーカード 保険証利用なし	マイナンバーカード 保険証利用あり
初診(月に1回)	1点	1点
再診(3月に1回)	1点	1点

脳神経内科 新患予約料についての重要なお知らせ

当院では、お待たせしないことと丁寧な診察とを両立できる医療体制維持のため、保険診療において選定療養の予約診療を導入しております。

初診患者さま

- 初診予約料金 2,000円
保険診療の費用+予約料のご負担となります。
- 初診予約診療時間 9:30~12:00
毎週 月・火・金 曜日(休診日を除く)
- ご予約電話番号 059-252-2300
「脳神経内科の予約」とお伝えください

選定療養 予約診療について

健康保険の「保険外併用療養費」制度に則ってお支払い頂く費用で、目崎医師の初回診療時のみ予約料を頂いております。

他の医師が初診診察を行う場合は、予約料は発生いたしません。保険適用外のため、全額自己負担となります。

予約時間から30分以内に診察が開始された場合にのみ予約料を計上することとなっております。

選定療養費予約料は、国より「予約に基づく診察」として認められており、東海北陸厚生局に届け出の上行っております。

令和4年4月
榑原白鳳病院